

調査の説明

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計調査であって、賃金、労働時間及び雇用の動きについて、栃木県における毎月の変動を明らかにすることを目的としている。

2 調査の対象

この調査は、「毎月勤労統計調査地方調査」として、日本標準産業分類（平成25(2013)年10月改定）に定める「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属し、常時5人以上の常用労働者を雇用する事業所のうち、厚生労働大臣の指定する約760事業所について調査を行っている。

標本事業所の抽出方法及び調査の実施方法は、30人以上規模事業所は、事業所母集団データベースの年次フレームの結果を用いて、全事業所のリストを作成し、これを産業規模別に区分し、その区分ごとに調査事業所を抽出する。調査の実施方法は郵送調査又はオンライン調査である。5～29人規模事業所は平成26年経済センサスから毎月勤労統計調査基本調査区を設定し、そこから抽出した調査区について5～29人規模事業所の名簿を作成し、その名簿から事業所を抽出する二段抽出方法によって抽出している。調査の実施方法は、統計調査員による実地調査又はオンライン調査である。

3 調査期間

調査期間は平成31(2019)年1月から令和元(2019)年12月までであり、各月の集計においては前月の最終給与締切日の翌日から当月の最終給与締切日までの1か月を単位としている。

4 調査事項の定義

(1) 常用労働者

調査事項	定義
常用労働者	次のうち、いずれかに該当する労働者のこと。 ア) 期間を定めずに雇われている者 イ) 1か月以上の期間を定めて雇われている者 ・重役、理事などの役員でも、部長、工場長などのように、常時勤務して、一般の労働者と同じ給与が毎月支払われている者及び事業主の家族でも、常時その事業所に勤務し、他の労働者と同じ給与が毎月支払われている者は、常用労働者に含める。
パートタイム労働者	「常用労働者」のうち次のいずれかに該当する労働者のこと。 ア) 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者 イ) 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者
一般労働者	「常用労働者」のうち「パートタイム労働者」以外の者。

(2) 現金給与額

賃金、給与、手当、賞与その他の名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の金額である。退職を事由に労働者に支払われる退職金は含まれない。

調査事項	定義
現金給与総額	「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」との合計額。
きまって支給する給与	労働協約、団体協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のこと。 ・超過労働給与を含む。
所定内給与	「きまって支給する給与」のうち、超過労働給与以外のもの。
所定外給与 (超過労働給与)	所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給する給与のこと。 [例] 時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等
特別に支払われた給与	調査期間中に一時的又は突発的理由に基づいて、あらかじめ定められた契約や規則等によらないで労働者に現実に支払われた給与や、あらかじめ支給条件、算定方法が定められていても、その給与の算定が3か月を超える期間ごとに行われるもの。 [例]ア) 夏季・年末の賞与、期末手当等の一時金 イ) 労働協約、就業規則等の改定によるベースアップ等が行われた場合の差額の追給分 ウ) 3か月を超える期間で算定される手当等 エ) 支給事由の発生が不定期なもの(結婚手当等)

(3) 実労働時間、出勤日数

労働者が実際に労働した時間及び日数。休憩時間は給与支給の有無にかかわらず除かれる。有給休暇取得日も除かれる。

調査事項	定義
総実労働時間数	「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」との合計。
所定内労働時間数	労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間数のこと。
所定外労働時間数	早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のこと。
出勤日数	調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のこと。 ・有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日にはならない。 ・午前0時から翌日午前0時までの間に1時間でも就業すれば出勤日となる。

5 調査結果の算定

この調査結果の数値は、調査事業所からの報告を基にして本県の規模5人以上のすべての事業所に対応するよう復元して算定したものである。

(1) 産業別、事業所規模別の各種平均値

産業別、事業所規模別の1人平均月間現金給与額、実労働時間及び出勤日数は、調査票の現金給与額、実労働時間数、延べ出勤日数の各々の合計を、前月末常用労働者数の合計と当月末常用労働者数の合計との平均で除して求める。

(2) 産業別計及び事業所規模別計の各種平均値

産業別計及び事業所規模別計の各種平均値は、まず産業別、事業所規模別の調査事業所の現金給与額、実労働時間及び出勤日数の各集計延数に推計比率を乗じ合計して各推計延数を作り、つぎに同様な方法で推計した前月末推計労働者数と本月末推計労働者数との平均で除して求める。

(3) 各種の年平均値

指数については1月分から12月分までの調査結果を単純平均したものであり、実数については1月分から12月分までの調査結果を推計労働者数で加重平均したものである。

6 調査結果から作成している指数及び比率

調査結果から作成している指数は、常用雇用指数、賃金指数及び労働時間指数である。これらの指数は、ある基準の時期（現在は、平成27(2015)年）を定めてこれを100とし、調査結果の数値を比例数化することにより作成しており、長期的な時系列比較を可能にする意義をもっている。

また、比率としては、労働異動率（入職率、離職率）を作成している。

(1) 指数の種類等

ア 常用雇用指数

イ 賃金指数

賃金指数には、「現金給与総額指数」、「きまって支給する給与指数」、「所定内給与指数」、「実質賃金指数」があり、調査産業計のみ作成している。このうち、「実質賃金指数」は賃金の購買力を示す指標となる。

ウ 労働時間指数

労働時間指数には、「総実労働時間指数」、「所定内労働時間指数」、「所定外労働時間指数」があり、調査産業計のみ作成している。

(2) 指数の作成方法

各月の指数は、実質賃金指数を除き次の算式によって作成している。

$$\text{各指数} = \frac{\text{各月の調査結果の実数(注1)}}{\text{基準数値(注2)}} \times 100$$

(注1) 各指数と各月の調査結果の実数の対応は以下のとおり

指数の種類	各月の調査結果の実数
ア 常用雇用指数	各月の本月末常用労働者数
イ 賃金指数	
現金給与総額指数	常用労働者1人平均月間「現金給与総額」
きまって支給する給与指数	「きまって支給する給与額」
所定内給与指数	「所定内給与額」
ウ 労働時間指数	
総実労働時間数	「総実労働時間数」
所定内労働時間数	「所定内労働時間数」
所定外労働時間数	「所定外労働時間数」

(注2) 基準数値: 基準年(平成27(2015)年)における当該調査結果実数の年平均値

実質賃金指数は、次式により作成している。

(名目) 賃金指数

$$\text{実質賃金指数} = \frac{\text{(現金給与総額指数又はきまって支給する給与指数)}}{\text{宇都宮市消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)}} \times 100$$

(3) 労働異動率

指数のほかに、雇用の流動状況を示す指標として、労働異動率を作成している。その算式は次に示すとおり、月間の増加労働者数又は減少労働者数を月初の労働者数(前月末労働者数)で除して百分比をそれぞれ、入職率、離職率としている。

なお、入(離)職率は、事業所間の流動状況を示すものであり、単に新規の入・離職者のみならず、同一企業内の転勤者及び給与支給の復活者又は停止者などが含まれている。

$$\text{入(離)職率} = \frac{\text{月間の増加(減少)労働者数}}{\text{前月末労働者数}} \times 100$$

7 常用雇用指数等の指数改訂

調査事業所のうち30人以上の抽出方法は、従来の2～3年に一度行う総入れ替え方式から、毎年1月分調査時に行う部分入れ替え方式に平成30(2018)年から変更した。賃金、労働時間指数とその増減率は、総入れ替え方式の時に行っていた過去に遡った改訂はしない。常用雇用指数とその増減率は、平成30(2018)年1月分から平成26年経済センサス-基礎調査による常用雇用者数(常用労働者数)を労働者数推計のベンチマークとして改訂を行っている。

8 基準時更新

平成29(2017)年1月分から指数は平成27(2015)年平均=100としている。これに伴い、平成29(2017)年1月分以降と比較できるように、平成28(2016)年12月分までの指数を平成27(2015)年平均が100となるように改訂している。ただし、平成28(2016)年12月分までの増減率は、平成22(2010)年基準指数で計算したもののため、改訂後の指数で計算した場合と必ずしも一致しない。